

Title	豊後風土記の研究(山田孝雄関, 佐藤四信著)
Sub Title	
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009 - 1957
Jtitle	史学 Vol.29, No.4 (1957. 3) ,p.115(479)- 116(480)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570300-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

山田孝雄 豊後風土記の研究
佐藤四信 著

豊後風土記はその内容の断片的であり、文學的興味も乏しいために、従来その研究が遅れていたのであるが、今度佐藤四信氏の勞作が纏められ出版されたのは、誠に慶賀すべきことである。まずその構成をみるに、

第一章 豊後風土記諸本の研究

第二章 校本豊後風土記

第三章 和訓豊後風土記

第四章 豊後風土記考説

第五章 風土記の成立

索引・地圖等

の如くになつてゐる。さて第一章は更に (一) 研究史への回顧、(二) 諸本の解説、(三) 諸本の系譜に分れており、特に (二)・(三) は従来の研究が刊本を中心として寫本に及ぶことの尠かつた該風土記考究上の致命的な缺陷を補つて、著者が數年來各地に奔走し探索調査せられた寫本三十七種を紹介され、その比較から諸本の系譜關係を考察したものである。誠にこの方面に於ける開拓者の業を成し

遂げられたのであつて、永年の辛勞に深い敬意を表したいと思う。その中でも注意されるのは、諸本にみえる「永仁五年二月十四日書寫畢」との奥書について、かつて西田長男氏がその筆者を卜部兼方であろうと推考したのであつたが、佐藤氏は京大所藏古田氏本出雲國風土記の奥書に、

永仁五年二月十四日寫畢 毘沙門堂淨阿

文祿四乙未年臘月三日書寫校合了 梵舜(以下略)

とあるに着目されて、豊後風土記の永仁書寫も、古田氏本と同様、淨阿の書寫にかかるものではなかるうか、と疑われていることである。これは更には武田祐吉博士の指摘された高松宮家所藏古鈔袖中抄紙背文書にみえる十國餘の風土記書寫の問題にもかゝる提言であつて興味深い。たゞ、右の本以外の永仁奥書を有つ風土記諸本には、いずれも「毘沙門堂淨阿」の文字がなく、この點著者も言われる如く、さらに吟味を進める要があるう。

第二章は、荒木田經雅自筆書寫本を底本とし、梅舎本を副本として、四十餘種の寫本刊本を以つて校訂したもので、こゝに最も信用し得る校本を得たわけである。ただ、總説條の「有即」は從來久老・通泰らの苦んで來たところであり、氏は「考證」に従つて「即。勅菟名手云有天之瑞物……」とし解決せられてゐるのであるが、一方球覃郷條をみるに、「有。即有蛇龜」とありこれには何とも言及されていない。疑問の残るところである。(いま、釋紀・

久老本・箋釋本等を見るにはじめの有字なし)、次に鞞編郷條で、諸本を排して箋釋に従い「訛」字を削つてゐるのは穩かであるまい。或は「會ひて一川となる。今日田川と謂ふは是を訛れるなり」と訓んだならば如何であろう。たゞこの場合も多少文體としての亂れが認められる難點が存しよう。後考を俟つ。又速見郡條をみるに、有土蜘蛛三人其名「曰」打援八田國摩侶の曰字がない。底本等に無いのであろうか。それとしても久老本・箋釋本等に曰字が存するのであるから校異を註記して欲しかつた。

第三章は校本の訓讀を示したものである。第四章の考證は詳細妥當であり、その中に數々の新見がみられる。一例を舉げれば、海部郡宮浦を佐賀關に比定され、なお宮浦と呼ばれたのは延曆以後であるから、ここには後世の加筆が認められると考證しておられるなど興味深い。著者が土地の人であるところにこの考證の特徴が存するのであろう。

第五章に於いては、豊後風土記を含めた所謂甲類九州風土記の成立を、最近の研究成果に依つて天平四年以降、天平十一・二年以前とみるのであるが、更に詳細には、その編纂を藤原宇合に關連せしめて考察し、秋本吉郎氏の見解に近接するのである。しかし、宇合の指揮下に編述された甲類風土記に、なお不満を抱き歸京後改修をはじめ未完成のまゝに歿したものが乙類風土記であつたと推測せられる點、秋本氏の九州在住中とする説と相異がみら

れる。即ちこの説によれば、

甲類 天平四年十月以降同五年十二月以前に宇合の命を受けた太宰府の官僚によつて筆録された。

乙類 それ以後天平九年八月以前に宇合によつて改修された。ということになるのである。これ亦可能な一の推考であらう。

ただ、その前提である常陸風土記の編述者を宇合に比定することに未だ疑問の餘地が存しているとき、その上に推論を重疊して餘り細かな穿鑿に及ぶことの限界を思うべきであらう。なお、延長三年官符による撰進の際に部分的な加筆修正があつたとするのは穩當と思われる。(三二二頁二行目の延長十八年は三年の錯謬ならん。府は符の誤植。)

以上、淺學の身を省みず紹介し、併せて二・三の疑問をも述べた次第であるが、その言の不適切を惧れるのである。ただ最後に此書の今後の研究に必備のものなることを揚言して、本書に直接臨まれるのを希望したい。(明治書院刊、A5判、三五〇頁)

——志水正司